

北海道における米政策改革に対応した新たな推進体制について

〔平成29年7月10日〕
農政部農産振興課

1 経過

- 国は、30年産以降、行政による生産数量目標の配分を廃止するなどの米政策の見直しを実施することとしている。
- このため、道は、「北海道における30年産以降の米政策改革への対応に係る基本的な考え方」（平成28年12月公表）において、北海道農業再生協議会が主体となり、現行の生産数量目標に替わる全道及び地域段階の「生産の目安」を設定し、生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等が一体となったオール北海道で需要に応じた米生産に取り組むこととした。
- 30年産以降、オール北海道体制で関係機関・団体が役割分担し、新たな生産・販売体制を構築することとし、北海道農業再生協議会内に「水田部会」を設置し、本道における需要に応じた米生産を推進していく。

2 新たな推進体制

(1) 北海道農業再生協議会水田部会の設置

道内の米関係者が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産に取り組むことを目的とし、北海道農業再生協議会内に水田部会を設置。

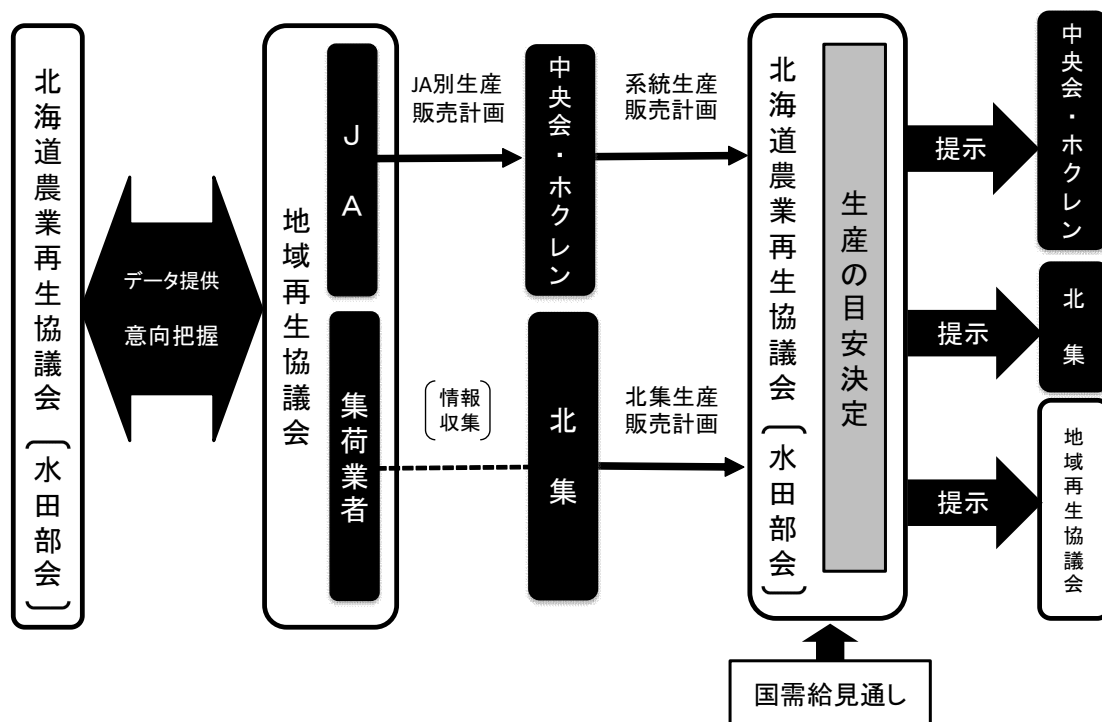
(2) 産地の作付意向の把握

「生産の目安」に地域の作付動向を反映させることを目的として、作付意向調査を実施。

(3) 生産の目安の設定

農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的として、全道及び地域段階における主食用米と加工用米等を含めた水稻全体に係る「生産の目安」を設定。

「生産の目安」設定フロー



北海道農業再生協議会水田部会の設置について

平成29年7月10日
農政部農産振興課

I 北海道農業再生協議会に次の部会を設置する。

1 名称

北海道農業再生協議会水田部会

2 目的

全道の米関係者が一体となってオール北海道で需要に応じた米生産に取り組むために必要な事項の検討・決定を行う。

3 所管事項

(1) 全道及び地域段階の主食用米等の生産の目安の決定

[北海道農業再生協議会規約第4条の(2)関係]

(2) 水田フル活用ビジョンの検討

[北海道農業再生協議会規約第4条の(3)関係]

(3) 産地交付金の方針検討

[北海道農業再生協議会規約第4条の(4)関係]

(4) その他需要に応じた米生産の推進に必要な事項

※ 北海道農業再生協議会事業のうち(1)～(4)については、水田部会の決議をもって北海道農業再生協議会の決議とする(改正後協議会規約第20条)。

II 水田部会の構成(北海道農業再生協議会会長が指定)

1 部会長等

- ・部会長 北海道農政部生産振興局長
- ・副部会長 北海道農業協同組合中央会農政部長

2 構成員等

- ・構成員
北海道、北海道農業協同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会、
公益財団法人北海道農業公社、一般社団法人北海道農業会議、
北海道農産物集荷協同組合
- ・オブザーバー
北海道農政事務所、一般社団法人北海道米麦改良協会 等

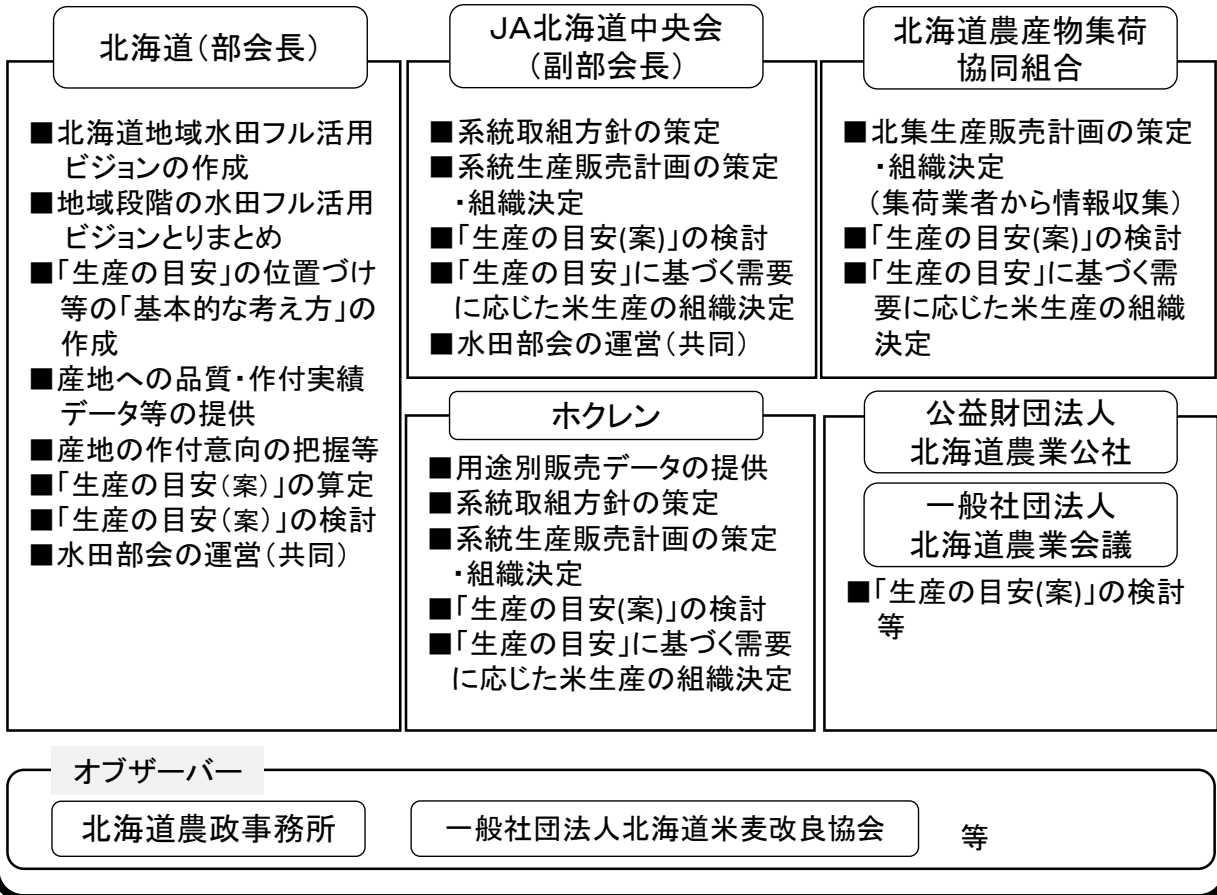
3 事務局

- ・北海道農政部生産振興局農産振興課
- ・北海道農業協同組合中央会農政部水田農業課

北海道における需要に応じた米生産の推進体制

北海道農業再生協議会（水田部会）

- 全道及び地域段階の「生産の目安」を決定、地域協議会、農業団体及び集荷団体へ提示し、需要に応じた米生産を推進
- 北海道地域水田フル活用ビジョンの検討
- 北海道米の販売需要動向の把握及び地域に対する情報提供 など



地域再生協議会

- 地域の水田フル活用ビジョンの作成
- 認定方針作成者等を通じ、水田フル活用ビジョン、作物ごとの作付面積、需要動向に関する情報提供等を行い、生産者が作付計画を判断できる体制を整備
- 地域の作付意向調べ
- 構成員（JA・集荷業者等）への作付意向（全道・地域）等の情報提供

